

平成筑豊鉄道（株）安全報告書

2020年度版



この報告書は、当社における鉄道輸送の安全確保に向けた取り組みや安全の実態をまとめたものです。

1. ご利用者はじめ沿線地域の皆様へ

いつも平成筑豊鉄道をご利用いただきありがとうございます。

また、平素より弊社事業に格別のご理解とご支援を賜り重ねてお礼申し上げます。

弊社は「安全」を事業運営の基本とし、役員・全社員一丸となり、お客様が安心してご利用いただけるよう、安全輸送に取り組んでいます。

今後もさらに安全の確保に努め、公共交通機関として安全性の向上を目指してまいります。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の現況について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を安全輸送に役立てたく、積極的なご意見等を頂ければ幸甚に存じます。

平成筑豊鉄道株式会社 代表取締役社長 河合 賢一

2. 安全目標と基本方針

(1) 2019年度の安全目標

項目	目標件数 (門司港)
列車事故 (衝突・脱線・火災)	0件 (0件)
輸送障害 (車両、電気、工務、運輸)	1件 (0件)
お客様の死傷事故	0件 (0件)
踏切事故 (踏切事故による人身事故)	0件 (0件)

(2) 企業理念・行動理念・安全に関する綱領及び安全に係る行動規範の遵守

当社が地域とともに発展し、信頼される企業となるためには、会社そして私たち一人ひとりが、関係する法令や社内規程、標準、マニュアルを遵守することはもちろんのこと、社会規範を守り、企業理念・行動理念・安全に関する綱領及び安全に係る行動規範を理解し行動することが重要です。

【企業理念】「安全を第一に地域とともに未来に向けて歩む鉄道サービス企業を目指します」

【行動理念】 ○私たちは安全を第一に考えます。
○私たちはお客さまを快適に目的地までご案内します。
○私たちは地域の財産である鉄道を守っていきます。
○私たちは鉄道を通じて社会や地域に幸せと笑顔を運びます。

【安全に関する綱領】 1. 安全の確保は輸送の生命である
2. 規程の遵守は安全の基礎である
3. 執務の厳正は安全の要件である

【安全に係る行動規範】

1. 一致協力して輸送の安全確保に努める。
2. 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
3. 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努める。
4. 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをする。
5. 事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとる。
6. 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
7. 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

なお、この安全に関する基本的な方針は、業務の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直してまいります。

【安全確保のための重点施策】

I 安全・安定輸送の確保（運輸安全マネジメントの取り組み）

1. 関係法令及び規程等の遵守
2. 安全管理体制の見直しと強化
3. 運転従事員の教育・訓練の充実
4. 過去の事件事例の活用と風化防止

II 労働災害事故の防止

1. 心身状態の把握及び対応
2. 触車事故防止対策の実施
3. 高所作業での安全確認の実施
4. 不安定箇所での事故防止

III 輸送設備の安全確保

1. 輸送設備の計画的な維持管理

3. 事故等の発生状況とその再発防止処置

(1) 鉄道運転事故

2019年度に鉄道運転事故は発生していません。

【鉄道運転事故発生件数（過去5年間）】

年度 事故種別	2015	2016	2017	2018	2019
列車事故	0	0	0	0	0
人身傷害事故	1	0	0	0	0
踏切障害事故	0	0	0	0	0

(2) 自然災害（地震、暴風雨、雪害等）

2019年度は、7月中旬の大雨により田川線で倒木が発生するなど、風水害等自然災害が4件（対前年+3件）ありました。

(3) インシデント（事故の兆候）

2019年度にインシデントは発生していません。

(4) 輸送障害（列車の運休もしくは遅延が30分以上のもの）

2019年度の輸送障害は、門司港レトロ観光線の車両故障1件を含んで車両関係2件、電気関係1件、工務関係0件、乗務員関係0件でした。

また、毎月「安全推進委員会」を開催し事故の原因究明・対策立案により事故の再発防止を図るようにしています。

【輸送障害発生件数】

項 目	2016	2017	2018	2019
車両故障	2	0	1	2
線路故障	0	0	0	0
設備故障	1	1	3	1
列車支障	0	0	0	0
乗務員その他	2	0	0	0

(5) 行政指導

2019年度に国土交通省九州運輸局からの行政指導はありませんでした。

4. 輸送の安全確保の取り組み

(1) 鉄道人身傷害事故の絶滅

昨年度に引き続き乗務員の教育訓練を更に充実させるとともに、構内に線路を横断する旅客通路がある駅では、お客さまへの注意喚起を行っており、今後ともこれを継続します。

また、当社は、全てワンマン列車で運行しております。特に、乗降時には放送による注意喚起やお客さまの乗降にあわせてドア開閉を適切に行うなど傷害事故防止に努めます。

(2) 運転保安障害事故防止

2019年度は、運転保安障害の防止対策として、通信線1,773mの取替え及び踏切保安設備の制御方式改良等を行いました。

【踏切ご利用の皆様へお願い】

踏切は、昼夜を通して列車が通る際に横断される歩行者や自動車等の安全を確保するための設備です。しかし、落雷等により警報機が故障する場合がありますので、踏切では必ず一旦停止のうえ左右の確認をお願いいたします。

自動車等が踏切横断中にしゃ断棹が降下し、踏切内に閉じ込められた場合は、そのまま自動車等でしゃ断棹を押し上げて脱出してください。しゃ断棹は斜めに上がる構造となっています。

もし脱輪等で踏切から脱出不可能の場合、運転者、同乗者の方は直ちに車外に出て踏切外に退避して下さい。

(3) 線路等の故障防止

線路は、列車を走らせてお客さまを安全・快適に目的地までお送りするための重要な設備です。線路等の適切な点検・保守は安全性、快適性を保つためには欠かせないものです。

2019年度は、1077本のまくらぎ交換（PC化）、橋まくら木更新等を行いました。

(4) 人材教育

弊社では、安全・安定輸送を確保するため、OJT教育を主体に各部門の技術継承に努めています。各部門の業務内容は以下のとおりですが、それぞれにエキスパートに育て上げるため地道な技術継承教育を実施しています。

①運転指令業務

列車運行全般の指示・命令を統括する業務であり、十分な教育と経験が必要となります。

②乗務員

乗務員は、昼夜を問わずお客さまの安全を担って列車の運転を行っています。

「基本動作を守る。」が事故防止の基本です。

2019年度は、3名の乗務員を養成しました。

③車両関係業務

車両関係社員は、安全・安定輸送確保のための車両状態を健全に保持するため、OJTで日々技術力を高めています。なお、2019年度は、3両の重要部検査を行いました。2020年度についても、3両の重要部検査（全般検査実施後4年目の検査）を予定しています。

④工務関係業務

工務関係社員は、線路、橋りょう、トンネル等の点検・保守等を行っています。
 今後の技術継承を見据えて、他部門から工務部門へ社員の配置転換を行い、技術・知識向上に向けて日々努力しています。

工務関係社員は、大雨、台風等で災害等が予想される場合は、列車の安全運行のため、軌道自転車や徒歩で線路や構造物の点検を行っています。

⑤電気関係業務

電気関係社員は、信号機をはじめ、踏切、列車無線、駅構内放送設備等の点検・保守を行っています。

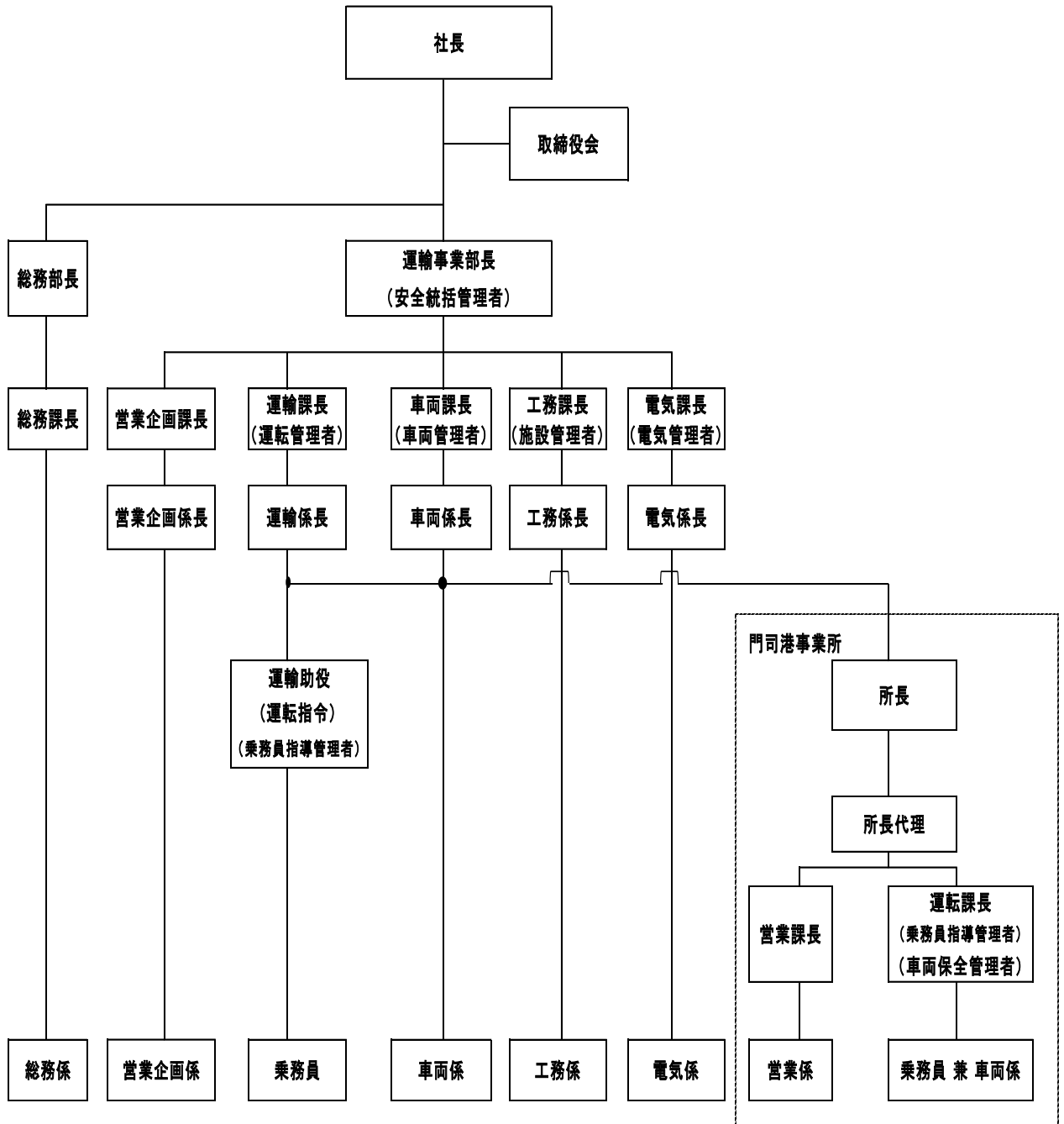
(6) 安全のための投資と実績

年度 項目	2017	2018	2019	2020 (予定)
車両	・全般検査 (3両)	・全般検査 (1両) ・重要部検査 (3両)	・重要部検査 (3両)	・重要部検査 (3両) ・列車情報制御装置更新 (11両)
信号保安設備	・信号用整流器取替	・信号機LED化 ・発条転轍機更新	・信号機LED化 ・踏切支障報知器更新	・信号機LED化 ・電気転てつ機更新
踏切保安設備	・特殊信号発光機取替	・踏切器具箱 (バックアップ装置) 更新		
保安通信設備	・通信ケーブル取替	・通信ケーブル更新	・通信ケーブル更新	・通信ケーブル更新
電路設備	・高圧ケーブル取替	・高圧ケーブル更新	・高圧ケーブル更新	
軌道	・木まくらぎ交換 ・伊田線・田川線レール交換	・木まくらぎ交換 ・伊田線レール交換	・木まくらぎ交換 ・橋まくら木交換	・木まくらぎ交換 ・橋まくら木交換 ・伊田線レール交換
構造物	・柿下温泉口～内田間補強工事及び排水工事	・第一今川橋梁桁座取替		

5. 安全管理体制

安全確保のため社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務と役割を明確にしています。

安全管理体制図



	役 割
社長	会社の代表取締役として輸送の安全の確保に関する責任を負う
専務取締役 (総務部長)	投資等計画業務全般の執行権者として輸送の安全に関する責任を負う
運輸事業部長 (安全統括管理者)	輸送の安全確保に関する業務を統括管理する
運輸課長 (運転管理者)	安全統括管理者の指揮のもと、運転に関する事項を統括する
車両課長 (車両管理者)	安全統括管理者の指揮のもと、車両に関する事項を統括する
工務課長 (施設管理者)	安全統括管理者の指揮のもと、鉄道施設、軌道・土木設備に関する事項を統括する
電気課長 (電気管理者)	安全統括管理者の指揮のもと、電気に係わる施設及び設備に関する事項を統括する

6. 連携とお願い

(1) 踏切通行時にご注意下さい

- ◆踏切では必ず一旦停止を行い、左右の安全を確認して通行してください。



- ◆踏切の横には踏切名称と連絡先を記入した「連絡依頼標」を設置しています。踏切に異常等があった場合には踏切名と状況のご連絡をお願いします。



- ◆踏切の非常ボタンを押すイタズラが増加しています。イタズラを見つけた場合は一言注意して頂きますようお願いいたします。



(2) 特に注意していただきたい踏切

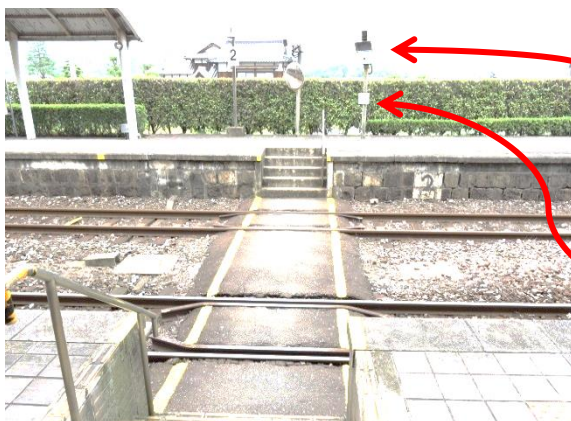
下表の踏切は、それぞれの理由により特に注意していただきたい箇所です。

踏切名	線名	所在地	記事
お寺前踏切	伊田	福智町上金田	しゃ断棹折損多発、踏切の直近に交差点
上金田大踏切	伊田	福智町上金田	しゃ断棹折損多発、踏切の直近に交差点
長浦公民館前踏切	伊田	田川市下伊田	しゃ断棹折損多発、踏切の直近に交差点
宮床踏切	糸田	糸田町宮床	直近で県道と合流（信号機なし）
神田踏切	田川	行橋市西泉	自転車、歩行者通行（しゃ断機、警報機なし）

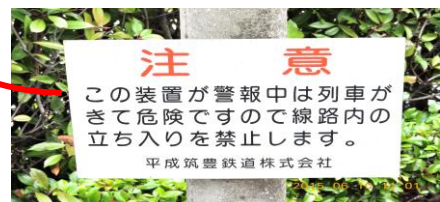
- ◆特に自動車等での通行のとき、踏切前後に交差点がある場合には、閉じ込められないよう余裕を持って踏切を渡って下さい。閉じ込められた場合は、そのまま前進し、しゃ断棹を押し上げて自動車等を線路外に脱出させて下さい。しゃ断棹は自動車をゆっくり前進させると45度の角度で簡単に押し上げることができます。踏切内で身動きが取れなくなった場合は、車の外に出て非常ボタンを押して下さい。

(3) 列車接近警報鳴動時の構内通路のご利用は禁止です

列車は滑走等で所定の停止位置に停止出来ない場合があります。列車接近時の横断は非常に危険です。列車接近警報鳴動時は線路を横断しないようお願いいたします。



構内旅客通路



上：列車接近警 下：注意書き

(4) ホームにおける転落防止について

ホームにおける転落防止について、ホーム上の段差、車両とホームとの隙間にご注意ください。また、歩きながらの携帯電話等の使用については控えて下さいますようお願いいたします。

また、ホームからの転落防止のためのポスターをホーム等に掲出し、社員はもとよりお客様同士での声掛け（声かけサポート運動）をお願いします。

(5) こども110番

平成筑豊鉄道では、地域の子供を守るため全社員で「こども110番」の取組みを行っています。子供が助けを求めてきた場合は、社員が保護し子供に代わって110番通報を行うなどの対応を取ります。

(6) 乗車マナーについて

駆け込み乗車は、手や足をドアに挟む事故の原因となり大変危険です。駆け込み乗車はしないようお願いします。また、駅のホームや車内の床への座り込みは、他のお客さまのご迷惑となるほか、移動するお客さまの転倒につながる恐れもあります。座り込みはご遠慮ください。

乗車マナーを守ってお互いに気持ち良くご乗車できますようご協力をお願いします。

(7) テロ対策

車内で不審者、不審物を発見したときは、乗務員に連絡するか車内警報ブザーをご使用下さい。

(8) 列車内での緊急通報

列車内で異常等が発生した場合は、乗務員に連絡するか車内警報ブザーを御使用下さい。

7. ご連絡先

安全報告書へのご意見・ご感想、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せ下さい。

平成筑豊鉄道株式会社

TEL 0947-22-1000

FAX 0947-22-0910

Eメール heichiku@fukuoka.email.ne.jp